

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)9 月 1 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
発 注 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	名誉市民山田洋次監督映画先行上映会運営業務委託
契 約 内 容	山田監督の作品『TOKYO タクシー』に係る先行上映会運営業務
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日 令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日から令和 7 年 (2025 年) 11 月 28 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン
契 約 金 額	5,127,241 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 2 号に該当) 本業務は、豊中市名誉市民である山田洋次監督の先行上映会を開催するにあたり、1,000 人以上の動員かつ映画上映が可能な豊中市立文化芸術センター大ホールでの実施となり、全国的な宣伝展開で多忙な山田洋次監督の予定に柔軟に対応する必要があることや、音響・スクリーンなど設備に関する条件などがあり、実績、専門性、技術力などが問われるものであることから、山田洋次監督の先行上映会や舞台挨拶の運営実績がある同事業者と契約するものである。